

六



帯行政第29号

平成28年8月8日

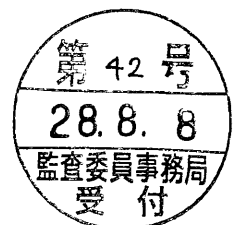
帯広市監査委員 西田 譲 様
同 秋田 勝利 様
同 鈴木 仁志 様

帯広市長 米沢 則 奉
(総務部行政推進室担当)



監査の結果に対する措置の通知について

平成28年3月28日付帯監査第77号で報告のあった平成27年度行政監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知いたします。



監査指摘	措置状況
<p>AEDの管理状況について監査した結果、厚生労働省からの通知に基づき、おおむね適正に行われており、すべての施設において日常点検の実施及び点検結果の記録が行われていたほか、設置場所の表示については、いざという時にAEDを迅速に利用できるよう、各施設において、利用者の目線に立ったさまざまな工夫が見受けられました。</p> <p>このことは、AEDの適切な管理について、全庁的に取り組まれた成果が表れたものと評価いたします。</p> <p>今後につきましても、AEDは高度医療機器であり、整備不備があった場合には市民の生命に関わるということを常に念頭におかれ、より一層、適切な管理に努められますことを期待いたします。</p>	<p>今回の行政監査では、AEDの管理状況について、おおむね適正に行われており、すべての施設で日常点検の実施及び点検結果の記録が行われているほか、設置場所の表示について、各施設において利用者の目線に立ったさまざまな工夫が施されているとの結果でした。</p> <p>多くの指摘があった、設置場所の表示に関する事項については、各施設において案内表示を実施し改善を図りました。また、日常点検結果の記録等に関する事項については、今後適切に取り扱っていくことを確認しました。</p> <p>公共施設に設置されるAEDは、救命救急において優れた効果が期待できることから、今回の行政監査で指摘のあった事項について、今後各施設で改善や検討を進め、適切な管理に努めていきます。</p>